

1 はじめに

公共工事は、府民の貴重な税負担をもとに執行されていることから、府民の理解と信頼を得て進めることが不可欠である。このため、大阪府においては、公共工事の入札及び契約の適正化を図るため、これまで、一般競争入札、公募型指名競争入札等多様な入札方式を導入するなど、入札・契約手続における透明性・客観性及び競争性の一層の向上を目指して入札・契約制度の改善に取り組んできた。

特に、平成11年には、府職員が府議会議員に予定価格等を漏洩した事件が発覚したことに伴い、入札・契約制度の更なる改善として、予定価格の事前公表、公募型指名競争入札の適用拡大及び低入札価格調査制度対象工事の適用拡大などの改善を行ったところである。

しかしながら、これらの改善が実施されたわずか数ヶ月後の平成12年2月に、極めて職階の高い府職員が、府議会議員に公募型指名競争入札の指名業者名を漏洩していたということで逮捕・起訴されるという不祥事件が、本年5月に発覚した。

このような事態を受け、知事の指示のもと、府民の信頼を取り戻し再びこのような不祥事を起こさないために、全庁を挙げて入札・契約事務に関する調査・検討と改善策を策定することを目的として、副知事をトップに、公共工事の発注8部局の長等で構成される「公共工事入札・契約事務検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を6月に発足させた。

この検討委員会において、6月8日の第1回検討委員会以降、8月24日までの短期間に計6回の委員会、幹事会を開催し、集中的に検討を行ってきた。

その検討の結果、今般、①入札・契約制度の改善 ②入札監視委員会（仮称）（以下「入札監視委員会」という。）の設置及び運営 ③公正な職務執行確保のための機能について、以下のとおり基本方向をとりまとめた。

今後、この基本方向に沿って、原則として、9月から具体化を図ることとし、準備の必要な事項については、条件が整い次第、速やかに実行に移すこととする。